

特定事業所集中減算に関するQ & A

Q 1

今後、毎年2回、算定手続きに関する書類を作成する必要があるのか。

A 1

今後は、毎年2回、前期分は9月15日まで、後期分は3月15日までに、特定事業所集中減算に関する書類を作成し、当該書類を2年間保存する必要があります。

Q 2

示された「居宅サービス計画数の計算例」のような書類は、必ず作成しなければならないか。

A 2

「居宅サービス計画数の計算例」は、特定事業所集中減算に関する書類を作成するための参考としてお示ししたものであり、必ずしも作成する必要はありません。

なお、作成した場合には、提出していただく必要はありませんが、当該書類とともに2年間保存してください。

Q 3

認知症対応型通所介護や介護予防通所介護は、算定手続きの対象になるのか。

A 3

地域密着型サービス、介護予防サービスは対象外です。

対象となるサービスは訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の3サービスです。

Q 4

3つのサービスのうち、1つでも90%を超えていると、すべての利用者に対して半年間減算となるのか。

A 4

いずれか1つのサービスで90%を超えていると、すべての利用者に対して減算適用期間減算となります。

Q 5

90%では減算になるのか。

また、小数点の処理はどうなるのか。

A 5

ちょうど90%であった場合は、90%を超えないので減算にはなりません。また、四捨五入や切り上げといった小数点以下の端数処理の必要もありません。

例…89.999% 減算になりません。

90% 減算になりません。

90.001% 減算の対象となります。

Q 6

利用者の希望により1つの事業所に集中した場合は、「正当な理由」となるのか。

A 6

単に利用者が希望したというだけでは客観性に乏しく、「正当な理由」には該当しません。「利用者の希望」を理由とする場合には、利用者の希望を証する書面等を添付してください。

Q 7

任意様式による理由書の提出も可能とのことだが、どのような内容が書いてあればよいのか。

A 7

記載内容は個々の理由により様々なものが考えられますが、特定事業所への集中率が90%を超えたことについての理由を具体的かつ客観的に記載してください。また、証拠資料等があれば理由書に添付してください。内容について確認事項がある場合は、浜松市介護保険課から連絡します。

なお、正当な理由の範囲については、都道府県（権限移譲により平成24年度から浜松市）が地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案して適正に判断することとされており、各事業者において理由を記載した場合であっても、市が不相当と判断し、特定事業所集中減算を適用することがあります。

※理由書記載内容例

- ・ 利用者住所
- ・ サービス事業所の所在地、通常の事業の実施地域、事業所の特徴等
- ・ 利用者へ事業所を紹介する方法等
- ・ 利用者の希望（単に利用者の希望によるだけでなく、複数の選択肢の中から利用者が希望したこと等を証する書面等があること）

Q 8

計画上の数で算定するのか、利用実績があったもので算定するのか。

A 8

給付管理が行われた利用者の実績で算定します。
全く利用がなかった利用者についてはカウントしません。

Q 9

居宅サービス計画数の計算には、受託して作成した介護予防支援計画の数は含むのか。

A 9

特定事業所集中減算の算定手続きにおける居宅サービス計画数には、介護予防支援計画の数は含みません。

Q 10

1人の利用者が、複数の法人の同一サービスを利用している場合は、どう算定するのか。

A 10

各法人を位置付けた居宅サービス計画数（分子）はそれぞれ1件、サービスを位置付けた居宅サービス計画数（分母）は利用者1人につき1件で数えます。

Q11

1人の利用者が、同一法人の運営する複数の事業所を利用している場合は、どう算定するのか。

A11

同一の利用者が（同一の居宅サービス計画の中で）、同じ法人が運営する複数の事業所を利用した場合でも、当該法人を位置付けた居宅サービス計画数は、1件で数えます。

Q12

半年間の減算期間中に改善した場合、減算は中止されるのか。

A12

中止されません。判定期間は前期の3月1日から8月末日までと、後期の9月1日から2月末日までであり、改善した点は次回の判定期間において勘案されることとなります。

Q13

「判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合」とは。

A13

「判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下」とは、届出様式の「①居宅サービス計画の総数」の平均値が20件以下の場合に該当します。

各サービスを位置付けた居宅サービス計画数（届出書②）の平均が20件以下というだけではこれに該当しませんが、「正当な理由」があると考えられる場合には理由書を提出いただき、市において正当性の判断をすることになります。